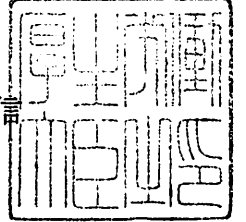


厚生労働省発薬生 0826 第 58 号

令和 4 年 8 月 26 日

多田 雅史 様

厚生労働大臣 加藤 勝信



裁決書謄本の送付について（通知）

令和 2 年 6 月 29 日付け（同年 7 月 2 日受付）をもって貴殿から提起された  
審査請求について裁決したので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第  
51 条第 2 項の規定により、別添のとおり、裁決書の謄本を送付します。

※ 裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第  
139 号）第 14 条の規定により、この裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、  
国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方  
裁判所又は特定管轄裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます（裁決が  
あったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過した場合  
には裁決の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。